

報告第16号

下水道事業会計予算の事故繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、
避けがたい事故繰越しの繰越しについて別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

市川市長 田 中 甲

令和4年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	西浦下水処理場建設費負担金	61,373,941 円	51,054,536 円	10,319,405 円

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金等		
円 10,300,000	円 0	円 0	円 19,405	円 0	本市が建設費の一部を負担する船橋市の事業において、新型コロナウイルスの感染拡大等による影響で、電子部品の入荷が遅れ、機器の納期遅延が発生したことにより、年度内の完成が見込めないため、事故繰越しとなるもの。